

大磯町町税条例の一部を改正する条例

大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条の表第1項オ中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第12条中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第12条の2第1項第1号中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改め、同項第2号中「14.7分の1.2」を「12.1分の1.2」に改める。

第18条の2第1項中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第24条の2第1項第1号中「地方税法施行令」を「令」に改める。

第27条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア（ア）中「2,400円」を「3,600円」に改め、同号ア（イ）中「3,100円」を「3,900円」に改め、同号ア（ウ）中「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号イ（ア）中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号イ（イ）中「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則に次の6項を加える。

（固定資産税の課税標準の特例）

23 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

24 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

26 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

（耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

27 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
(軽自動車税の税率の特例)

28 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第27条第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第27条第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 大磯町町税条例（以下「町税条例」という。）第12条及び第12条の2の改正規定並びに次項の規定 平成26年10月1日
 - (2) 町税条例第18条の2の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日
 - (3) 町税条例第27条の改正規定並びに附則第9項及び第12項（改正後の町税条例（以下「新条例」という。）附則第28項に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
 - (4) 町税条例附則に第28項を加える改正規定、附則第10項及び第12項（新条例附則第28項に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
(町民税に関する経過措置)
- 2 新条例第12条及び第12条の2の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)
- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税について

は、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第23項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第24項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第25項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第26項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第27項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 9 新条例第27条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 10 新条例附則第28項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 11 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第28項の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。
- 12 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第27条及び新条例附則第28項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第27条第2号ア (イ)	3,900円	3,100円
新条例第27条第2号ア (ウ)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

新条例附則第28項の表 以外の部分	第27条	大磯町町税条例の一部を改正する条例（平成26年大磯町条例第〇号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第12項の規定により読み替えて適用される第27条
新条例附則第28項の表 第27条第2号ア(イ)の 項	第27条第2 号ア(イ)	平成26年改正条例附則第12項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
新条例附則第28項の表 第27条第2号ア(ウ)の 項	第27条第2 号ア(ウ)	平成26年改正条例附則第12項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

平成26年6月2日提出

大磯町長 中 崎 久 雄